

ハローワーク福井管内の 労働市場情報

- ・雇用失業情勢（R 8 . 5月）
- ・職種別求人・求職状況（R 8 . 5月）
- ・中途採用時賃金情報
（R 8. 1 月～R 8. 3 月）
- ・職種別求人・求職賃金情報（R 8 . 5 月）
- ・福井県内の最低賃金（R 7 .10月 改定）
- ・新規学卒者賃金情報（R 8 .3 卒）確定版



♡ ハロハロ ♡

ハローワーク福井

ハローワーク福井のイメージキャラクターです！



☆ フッキー ☆

【発行日：令和8年6月30日】

<次回発行予定日：令和8年7月31日>

○常用的フルタイムとは？

雇用契約が雇用期間の定めがない又は、4か月以上の雇用期間が定められているもので、事業所の1週間の所定労働時間を全て勤務するものをいいます。

○常用的パートタイムとは？

雇用契約が雇用期間の定めがない又は、4か月以上の雇用期間が定められているもので、事業所の1週間の所定労働時間が通常労働者に比べ短いものをいいます。

○有効求職者数とは？

前月から繰り越された求職者数と、当月の新規求職申込数の合計をいいます。

○有効求人数とは？

前月から繰り越された求人数と、当月の新規求人数の合計をいいます。

○求人倍率とは？

求人数／求職者数で、仕事を探している者1人に対して求人数が何人あるかを率にしたもので、求人倍率が1倍なら、仕事を探している者1人に対して求人数は1人ということになります。1倍より大きくなるほど求人数(仕事の数)が多く、働き手が足りなくなります。

○ハローワーク福井の管轄区域とは？

管轄区域：福井市、吉田郡永平寺町、坂井市春江町



福井県

ハローワーク福井 雇用失業情勢

(令和8年5月内容)

福井公共職業安定所
福井市開発1丁目121-1
TEL.(0776)52-8150

有効求人倍率の状況（新規学卒を除きパートを含む）

ハローワーク福井(原数値・受理地別)	有効求人倍率	1.43倍（前年同月より0.18ポイント低下）
福井県（季節調整値・就業地別）	有効求人倍率	1.74倍（前月より0.01ポイント上昇）
福井県（季節調整値・受理地別）	有効求人倍率	1.60倍（前月より0.03ポイント上昇）
全 国（季節調整値）	有効求人倍率	1.17倍（前月より0.01ポイント低下）

（注1）本雇用失業情勢においては、福井県（就業地別・受理地別）及び全国の数値は季節調整値である。
以下表1～表4及びグラフの数値については、すべて原数値であるため、月別の数値には季節変動（1年周期で規則的に繰り返す変動）が含まれる。
（注2）令和3年9月以降の新規求職者数及び有効求職者数には、ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した者（オンライン登録者）が含まれる。オンライン登録者がハローワークの利用を希望し、来所等した結果、「オンライン登録者」から「ハローワーク利用登録者」に変更となった場合、オンライン登録者には含まれず、ハローワーク利用登録者として計上される。

表-1 求人数、求職者数の状況（新規学卒を除きパートを含む）

(前年同月比:%P)															
項目	月別	R6年度	R7年度	令和8年2月		3月			4月			5月			
					前年同月	前年同月比		前年同月	前年同月比		前年同月	前年同月比		前年同月	前年同月比
新 規 求 人 数		35,943	34,386	2,901	2,902	▲ 0.0	2,767	2,754	0.5	2,725	3,161	▲ 13.8	2,683	2,814	▲ 4.7
新規求職者数		13,286	13,613	1151	981	17.3	1,310	1,265	3.6	1,613	1,536	5.0	1,129	1,163	▲ 2.9
うちハローワーク利用登録者		13,035	13,367	1126	970	16.1	1,289	1,238	4.1	1,595	1,508	5.8	1,091	1,137	▲ 4.0
うちオンライン登録者		251	246	25	11	127	21	27	▲ 22.2	18	28	▲ 35.7	38	26	46.2
新規求人倍率		2.71	2.53	2.52	2.96	▲ 0.44	2.11	2.18	▲ 0.07	1.69	2.06	▲ 0.37	2.38	2.42	▲ 0.04
有 効 求 人 数		104,605	98,521	8,215	8,594	▲ 4.4	8,286	8,618	▲ 3.9	7,852	8,272	▲ 5.0	7,695	8,206	▲ 6.2
有効求職者数		55,677	57,101	4,691	4,397	6.7	5,030	4,744	6.0	5,407	5,050	7.1	5,369	5,093	5.4
うちハローワーク利用登録者		54,844	56,315	4,628	4,340	6.6	4,961	4,677	6.1	5,341	4,981	7.2	5,289	5,012	5.5
うちオンライン登録者		833	786	63	57	10.5	69	67	3.0	66	69	▲ 4.3	80	81	▲ 1.2
有効求人倍率		1.88	1.73	1.75	1.95	▲ 0.20	1.65	1.82	▲ 0.17	1.45	1.64	▲ 0.19	1.43	1.61	▲ 0.18

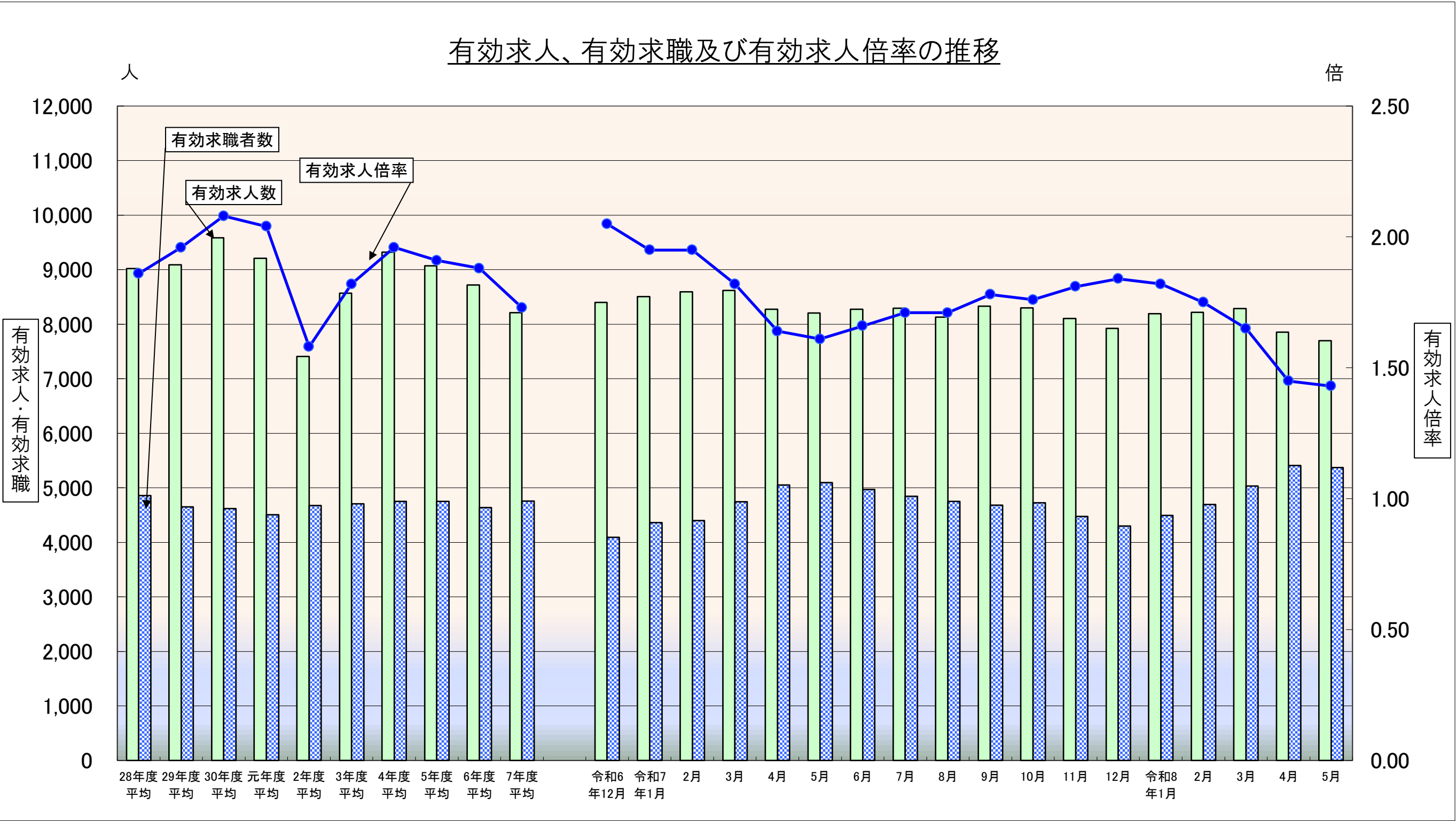


表-2 産業別新規求人数の状況(全数)(新規学卒を除きパートを含む)(受理地別)

(前年同月比:%)

年 月 産 業	R6年度		R7年度		令和8年2月		3月		4月		5月	
		前年比		前年比		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比
農 ・ 林 ・ 漁 ・ 鉱 業	141	15.6	76	▲ 46.1	5	▲ 58.3	0	▲ 100.0	15	650.0	1	▲ 66.7
建 設 業	3,783	0.6	3,934	4.0	234	▲ 14.6	426	43.0	271	▲ 25.1	281	▲ 11.9
製 造 業	3,693	▲ 7.1	3,672	▲ 0.6	251	▲ 2.0	270	▲ 21.1	339	▲ 5.3	226	▲ 15.4
食 料 品 製 造 業	441	▲ 5.4	460	4.3	21	162.5	9	▲ 75.7	54	▲ 34.1	12	▲ 36.8
繊維工業(衣服・その他の繊維製品製造業を含む)	848	▲ 13.2	856	0.9	65	▲ 24.4	61	▲ 9.0	64	▲ 12.3	41	▲ 43.1
プラスチック製品製造業	175	20.7	147	▲ 16.0	16	128.6	12	▲ 14.3	13	18.2	10	150.0
金 属 製 品 製 造 業	394	▲ 15.6	472	19.8	14	▲ 50.0	43	34.4	41	▲ 24.1	18	▲ 41.9
はん用・生産用機械器具製造業	624	▲ 3.7	644	3.2	39	34.5	54	▲ 10.0	75	▲ 3.8	70	118.8
情報通信機械器具製造業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
電子部品・デバイス製造業	10	11.1	19	90.0	5	150.0	4	300.0	2	-	1	▲ 50.0
その他の製造業(眼鏡製造業を含む)	347	3.6	226	▲ 34.9	15	▲ 42.3	17	▲ 56.4	28	154.5	8	▲ 69.2
情 報 通 信 業	678	▲ 4.0	492	▲ 27.4	34	▲ 30.6	47	9.3	44	15.8	28	▲ 9.7
運 輸 業 , 郵 便 業	2,183	▲ (5.1)	2,068	▲ 5.3	138	▲ 22.0	164	25.2	207	10.7	152	▲ 20.4
卸 売 業 , 小 売 業	5,732	▲ (2.9)	5,491	▲ 4.2	407	▲ 2.9	435	14.8	469	▲ 24.0	436	7.1
宿 泊 業 , 飲 食 サービス 業	1,667	▲ 11.9	1,588	▲ 4.7	182	7.1	113	32.9	115	▲ 1.7	132	▲ 10.2
生活関連サービス業, 娯楽業	2,231	▲ 10.9	1,676	▲ 24.9	244	▲ 0.8	84	▲ 31.7	89	▲ 24.6	235	▲ 13.0
医 療 , 福 祉	7,070	(0.1)	7,017	▲ 0.7	587	14.6	506	▲ 14.2	582	▲ 13.8	567	10.1
サービス業(他に分類されないもの)	4,313	▲ (12.3)	3,887	▲ 9.9	341	10.7	318	▲ 11.9	251	▲ 31.6	322	0.0
《 職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業 》	1,309	▲ 14.3	1,076	▲ 17.8	69	15.0	86	13.2	50	▲ 59.0	101	29.5
公 務 ・ そ の 他	1,227	▲ 8.7	990	▲ 19.3	204	▲ 1.0	50	▲ 66.9	102	100.0	47	11.9
合 計	35,943	▲ 5.7	34,386	▲ 4.3	2,901	▲ 0.0	2,767	0.5	2,725	▲ 13.8	2,683	▲ 4.7

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。
令和6年4月から令和7年3月の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

表-3 求職理由別新規求職者の状況(常用)(新規学卒を除きパートを含む)(オンライン登録者を含む)

(前年同月比:%)

項目 年月	在職者		離職者		定 年		事業主都合		自己都合		その他	無業者等		合計	
		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比			前年同月比		前年同月比
令和7年12月	338	0.0	483	12.6	11	▲ 8.3	110	14.6	346	10.9	16	52	2.0	873	6.7
令和8年1月	473	2.6	667	▲ 1.2	22	10.0	171	6.2	450	▲ 5.7	24	70	▲ 4.1	1,210	0.1
2月	491	22.4	582	11.3	21	0.0	112	1.8	437	18.4	12	71	36.5	1,144	17.2
3月	497	▲ 4.6	714	12.6	18	▲ 25.0	147	▲ 1.3	529	20.8	20	93	▲ 10.6	1,304	3.6
4月	415	4.0	1,089	6.9	65	▲ 8.5	273	16.7	723	3.9	28	101	▲ 8.2	1,605	5.0
5月	380	▲ 4.5	652	▲ 5.6	35	2.9	119	▲ 11.9	476	▲ 5.6	22	92	37.3	1,124	▲ 2.8

*無業者等には、離職後1年を超える者、求職理由不明の者を含む。

表-4 職業紹介、就職の状況(全数)(新規学卒を除きパートを含む)(オンライン登録者を除く)

(前年同月比:%,P)

月別 項目	R6年度	R7年度	令和8年2月			3月			4月			5月		
				前年同月	前年同月比		前年同月	前年同月比		前年同月	前年同月比		前年同月	前年同月比
職業紹介件数	13,593	13,887	1366	1,197	14.1	1,416	1,371	3.3	1,331	1,229	8.3	1,125	1,215	▲ 7.4
うち雇用保険受給者	3,121	3,588	317	257	23.3	334	267	25.1	296	281	5.3	283	323	▲ 12.4
就 職 件 数	4,869	4,924	427	355	20.3	530	493	7.5	460	499	▲ 7.8	387	426	▲ 9.2
うち雇用保険受給者	1,387	1,522	120	86	39.5	150	110	36.4	113	132	▲ 14.4	120	125	▲ 4.0
就 職 率	37.4	36.8	37.9	36.6	1.3	41.1	39.8	1.3	28.8	33.1	▲ 4.3	35.5	37.5	▲ 2.0

* 就職率は、就職件数(オンライン自主応募を含まない)／ハローワーク利用登録者にて算出した数値である。

5月の職種別求人・求職の状況

フルタイム編

前回順位			
1	定置・建設機械運転	16.00倍	2位
2	建築・土木技術者	10.33倍	3位
3	建設・土木・電気工事	9.28倍	1位
4	保安の職業	8.00倍	4位
5	接客サービス	4.69倍	5位
6	理容師・美容師	4.56倍	11位
7	販売の職業	3.17倍	8位
8	機械組立（眼鏡を含む）・検査・修理	3.05倍	7位
9	自動車運転の職業	3.02倍	9位
10	介護・保健医療サービス	2.97倍	6位

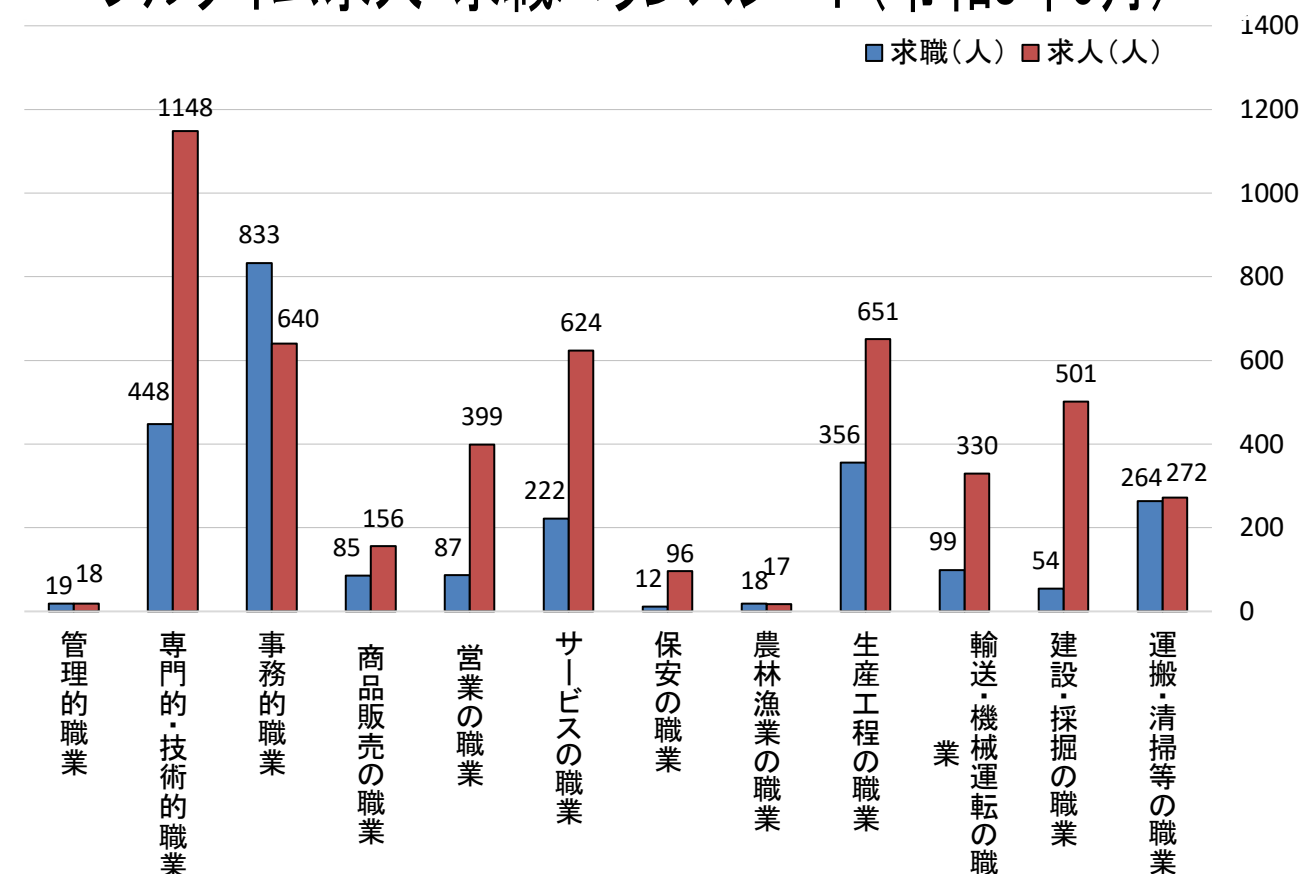


パートタイム編

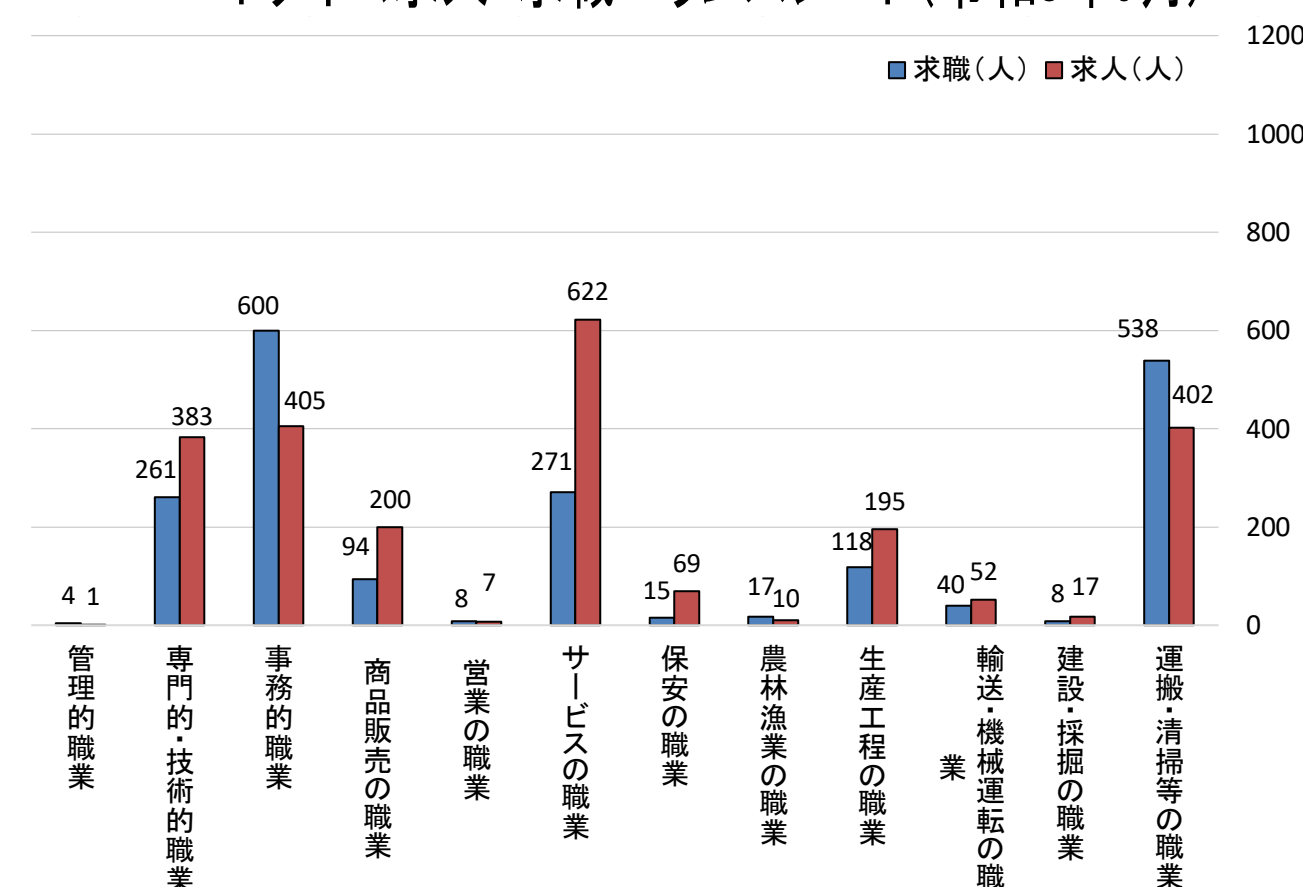
前回順位			
1	保安の職業	4.60倍	1位
2	理容師・美容師	4.50倍	3位
3	建築・土木技術者	3.00倍	10位
4	介護・保健医療サービス	2.95倍	4位
5	清掃の職業	2.32倍	11位
6	製品製造（金属を除く）・加工・検査	2.27倍	8位
7	調理人	2.17倍	9位
8	社会福祉の職業	2.13倍	12位
9	建設・土木・電気工事	2.13倍	2位
10	販売の職業	2.12倍	5位



フルタイム求人・求職バランスシート(令和8年5月)



パートタイム求人・求職バランスシート(令和8年5月)



【用語の説明】

※1 有効求人数

該当月に人材を求めている企業からの募集人数

※2 有効求職者数

該当月に仕事を探している方の人数

※3 求人倍率

有効求人数／有効求職者数＝求人倍率

ハローワーク福井管内の
求人倍率は.....1.43倍！

求人倍率が1倍未満とは、従業員の募集(求人)より、仕事を探している人(求職)の方が多い状況を意味しています。たとえば「求人倍率が0.7」というのは、下図のような希望する全員に仕事がない状態のことを表します。逆にいうと、求人倍率が高い方が就職の可能性が高くなるといえそうです。

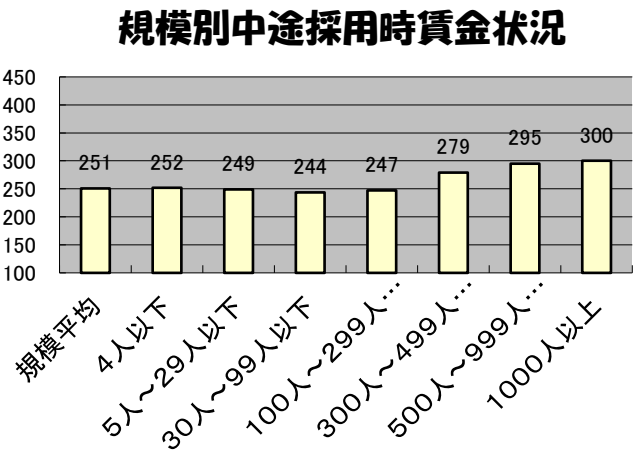


令和8年1月～令和8年3月 中途採用者採用時賃金情報(年齢別・産業別・職業別・規模別)
(単位:千円)

職種別 年齢・産業別	職 業 平 均	専門的 技術的	管理的	事務的	販 売	サービス	保 安	農林漁業	運輸通信	技能工・ 製造等
年 齢 平 均	251	260	410	240	265	237	254	214	246	249
19歳以下	192	—	—	179	—	190	—	—	218	187
20～24歳	225	231	255	209	231	217	—	203	194	240
25～29歳	245	254	287	234	273	233	200	—	215	243
30～34歳	259	270	—	249	275	266	250	—	282	241
35～39歳	254	257	286	226	290	244	295	181	241	268
40～44歳	265	270	388	262	252	268	220	—	273	253
45～49歳	258	260	421	240	265	250	270	300	265	247
50～54歳	267	298	490	235	236	234	245	—	267	292
55～59歳	272	267	439	293	324	236	256	—	235	278
60～64歳	243	233	619	217	285	206	280	—	240	217
65歳以上	220	253	400	264	164	196	230	—	178	248
産 業 平 均	251	260	410	240	265	237	254	214	246	249
農 林 ・ 漁 業	233	—	—	240	—	305	—	219	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	273	296	421	236	262	307	250	—	268	275
製 造 業	246	239	456	271	294	—	—	—	227	209
電気・ガス・熱供給業	220	—	—	220	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信	304	306	—	382	285	231	—	—	—	—
運 輸 業	254	310	396	227	—	238	—	—	249	280
卸 売 ・ 小 売	250	298	433	224	253	247	—	—	231	223
金 融 ・ 保 険	236	—	—	226	237	256	—	—	—	—
不 動 産 業	274	300	253	273	258	269	—	—	350	252
学 術 研 究	264	267	350	252	—	302	—	—	174	—
飲 食 ・ 宿 泊	239	338	704	154	249	227	—	—	—	215
生活関連・娯楽	251	255	—	470	—	242	—	181	350	227
教 育 ・ 学 習	257	176	249	246	555	—	—	—	166	—
医 療 ・ 福 祉	236	252	319	216	—	221	—	—	195	245
複 合 サービス	225	253	—	209	—	286	—	—	—	250
サ ー ビ ス	245	218	—	236	279	254	254	—	244	262
公 務	252	226	—	—	—	—	—	—	—	260

(単位:千円)

事業所規模	賃 金
規模平均	251
4人以下	252
5人～29人以下	249
30人～99人以下	244
100人～299人以下	247
300人～499人以下	279
500人～999人以下	295
1000人以上	300



このデータは、令和8年1月～令和8年3月 にハローワーク福井に提出された雇用保険被保険者資格取得データをもとに作成したものです。
中途採用者の賃金額については、基本給と毎月決まって支払われる手当を基礎として平均値を算出し、千円単位で表示してあります。

職種別求人・求職賃金情報（令和8年5月分）

単位：円

	一般			パート		
	求人賃金		求職賃金	求人賃金		求職賃金
	上限金額	下限金額	希望金額	上限金額	下限金額	希望金額
管理的職業従事者	388,321	311,150	300,000	1,300	1,100	1,053
専門的・技術的職業従事者	325,614	233,595	254,667	1,477	1,291	1,307
製造技術者（開発）	361,757	226,042	275,000	—	—	—
製造技術者（開発を除く）	385,800	224,900	331,429	1,053	1,053	—
建築・土木・測量技術者	402,605	261,880	360,000	2,100	1,150	—
情報処理・通信技術者	370,600	228,925	228,333	1,742	1,278	1,077
その他の技術者	—	—	—	1,170	1,170	—
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	487,147	330,415	380,000	2,214	1,914	2,300
保健師、助産師、看護師	294,182	228,056	248,421	1,557	1,377	1,350
医療技術者	274,381	235,151	248,333	1,714	1,403	1,152
その他の保健医療従事者	244,989	215,378	210,000	1,155	1,130	—
社会福祉専門職業従事者	257,297	216,108	212,143	1,282	1,158	1,111
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	306,111	230,444	235,714	1,425	1,250	1,267
その他の専門的職業	292,736	210,613	288,333	1,338	1,161	1,420
事務従事者	262,548	206,812	202,276	1,232	1,159	1,198
一般事務従事者	260,949	207,174	197,273	1,235	1,169	1,211
会計事務従事者	282,571	216,443	221,000	1,320	1,138	1,053
生産関連事務従事者	258,831	204,553	250,000	1,103	1,077	1,084
営業・販売事務従事者	263,046	197,877	230,000	1,240	1,140	1,225
外勤事務従事者	—	—	—	—	—	—
運輸・郵便事務従事者	229,240	229,240	—	—	—	—
事務用機器操作員	261,950	184,063	180,000	1,200	1,100	1,111
販売従事者	317,658	231,981	211,538	1,223	1,101	1,091
商品販売従事者	274,728	210,283	195,333	1,208	1,099	1,091
販売類似職業従事者	233,120	188,243	160,000	1,200	1,055	—
営業職業従事者	333,209	239,886	241,000	1,550	1,225	1,100
サービス職業従事者	255,374	211,940	212,609	1,275	1,164	1,092
家庭生活支援サービス職業従事者	—	—	—	1,188	1,113	1,053
介護サービス職業従事者	252,698	204,762	218,333	1,366	1,212	1,097
保健医療サービス職業従事者	214,724	185,628	180,000	1,265	1,141	1,084
生活衛生サービス職業従事者	278,933	208,079	—	1,229	1,152	1,084
飲食物調理従事者	242,566	204,638	215,000	1,158	1,106	1,065
接客・給仕職業従事者	259,871	230,867	202,500	1,415	1,222	1,117
居住施設・ビル等管理人	307,500	212,500	175,000	1,054	1,054	1,053
その他のサービス職業従事者	273,250	208,200	255,000	1,212	1,130	1,140
保安職業従事者	244,503	218,811	166,667	1,207	1,146	1,177
農林漁業従事者	252,114	211,700	225,000	1,169	1,069	1,165
生産工程従事者	297,625	214,569	215,176	1,156	1,100	1,117
生産設備制御・監視従事者（金属製品）	—	—	235,000	—	—	—
生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	242,543	188,051	208,571	1,171	1,113	1,200
機械組立設備制御・監視従事者	—	—	200,000	—	—	—
製品製造・加工処理従事者（金属製品）	305,402	210,502	250,000	1,110	1,080	1,527
製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	276,080	208,629	218,571	1,157	1,102	1,092
機械組立従事者	294,893	216,336	211,111	1,200	1,077	1,053
機械整備・修理従事者	335,744	232,424	221,111	1,053	1,053	1,054
製品検査従事者（金属製品）	—	—	—	—	—	1,100
製品検査従事者（金属製品を除く）	215,750	185,250	215,000	1,175	1,115	1,085
機械検査従事者	—	—	150,000	1,100	1,060	—
生産関連・生産類似作業従事者	347,255	229,778	202,000	—	—	1,069
輸送・機械運転従事者	298,371	223,341	271,667	1,326	1,222	1,117
鉄道運転従事者	—	—	—	—	—	—
自動車運転従事者	295,797	224,034	271,667	1,322	1,233	1,117
船舶・航空機運転従事者	—	—	—	—	—	—
その他の輸送従事者	265,733	201,267	—	—	—	—
定置・建設機械運転従事者	375,000	249,000	—	1,375	1,100	—
建設・採掘従事者	351,397	236,168	250,000	1,400	1,250	1,300
建設躯体工事従事者	332,097	246,374	—	1,200	1,200	—
建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	345,600	234,448	240,000	—	—	1,053
電気工事従事者	340,818	236,452	225,000	1,500	1,200	1,100
土木作業従事者	370,383	234,422	263,333	1,400	1,400	1,053
採掘従事者	—	—	—	—	—	—
運搬・清掃・包装等従事者	246,612	207,288	212,553	1,151	1,112	1,092
運搬従事者	250,523	213,199	222,424	1,202	1,131	1,089
清掃従事者	228,506	190,697	182,500	1,102	1,081	1,063
包装従事者	206,400	179,400	150,000	1,135	1,086	1,118
その他の運搬・清掃・包装等従事者	247,020	193,484	196,667	1,206	1,160	1,097
分類不能の職業	—	—	262,568	—	—	1,815
職業計	294,789	221,869	225,855	1,270	1,169	1,286

令和8年5月の新規受理求人のデーターを基礎にしたものです。

求人賃金は求人票の上限・下限の平均値、求職賃金は希望月収の平均です。パートは時間給です。

※ 職種については「日本標準職業分類」に基づき変更。

必ずチェック！
使用者も 労働者も。

福井県の最低賃金



福井県最低賃金

時間額 ()は改定前

効力発生日

1,053 円 (984円)

令和7年
10月8日

福井県内で働くすべての労働者と
その使用者に適用されます。

ただし、下表の福井県内産業の基幹的労働者と
その使用者については、該当する特定最低賃金
が適用されます。

福井県内の特定最低賃金

特定最低賃金件名	時間額 ()は特定最低賃金額	効力 発生日	特定最低賃金の適用除外業務 ※下記に掲げる業務に主として従事する者は 「福井県最低賃金」が適用されます
紡績業、化学繊維、 織物、染色整理業	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (830円)が適用されます。		●手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸 切り、糸繰り、糸巻き、糸縫ぎ、かせ取り、経通し、 管巻き、検反、検品、染色・精練の準備、糸巻きもど し、運搬、帯鉄切り、原綿投入その他の補助作業の業 務 ●甌い、湯沸し又は下回りの業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
繊維機械、金属加 工機械製造業	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (933円)が適用されます。		●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用い て行う組線、巻線、はんだ付け、かしめ、バリ取り、 ガラン出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッ テルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、 組付け、取付け、材料若しくは部品の取りそろえ、溶 接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくは テープはりの業務 ●甌い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
電気機械器具製造 業(略称)	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (857円)が適用されます。		●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用い て行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、取付け、バリ取 り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッテルはり、値 札付け、包装、袋詰め又は箱詰めの業務 ●甌い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
百貨店、総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業 所で、その事業所の性格上いずれが主たる販 売商品であるかが判別できない事業所であっ て、従業員が常時50人以上のもの	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (840円)が適用されます。		●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
◆各特定最低賃金共通の適用除外 「福井県最低賃金」が適用されます	ア 18歳未満又は65歳以上の者 イ 雇入れ後6月未満で技能習得中のもの (技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ計画性があり、担当者又は責任者が定められているなど、 一定の要件を具備している者に限ります。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」に は該当しません。) ウ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (月間総実労働時間の半分以上を清掃、片付けの業務に従事する者)		

※特定最低賃金の適用業種の詳細については、裏面を御参照ください。

- 【注】 1. 最低賃金の対象となる賃金には、①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、⑤1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、⑥時間外労働・休日労働に対する賃金、⑦深夜労働に対する割増賃金は算入されません。
①～⑦を除いた時間額(時間単価)が、上記の最低賃金額以上となる必要があります。
2. 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
3. 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が福井労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

お問い合わせ先

福井労働局労働基準部賃金室 TEL 0776(22)2691

福井労働基準監督署
TEL0776(54)6167

敦賀労働基準監督署
TEL0770(22)0745

武生労働基準監督署
TEL0778(23)1440

大野労働基準監督署
TEL0779(66)3838

特定最低賃金の適用業種一覧

特定最低賃金件名		日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）			
福 井 県 特 定 最 低 賃 金	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	E1112	化学繊維製造業	左記産業に係る管理、補助的経済活動を行う事業所 E110 E260 E280 E290 E300 I560	L7282 純粋持株会社 〔 管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左記産業に分類されるものに限る 〕
		E1114	綿紡績業		
		E1115	化学繊維紡績業		
		E1116	毛紡績業		
		E1119	その他の紡績業		
		*E1111 製糸業、E1113 炭素繊維製造業、E1117 ねん糸製造業（かさ高加工系を除く）及びE1118 かさ高加工系製造業は除かれます。			
		E112	織物業（ただし、E1125 細幅織物業を除く）		
		E114	染色整理業		
	繊維機械、金属加工機械製造業	E263	繊維機械製造業 （ただし、工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く）		
		E266	金属加工機械製造業		
	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具製造業	E281	電子デバイス製造業		
		E282	電子部品製造業		
		E283	記録メディア製造業		
		E284	電子回路製造業		
		E285	ユニット部品製造業		
		E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
		E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		
		E292	産業用電気機械器具製造業		
		E296	電子応用装置製造業		
		E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業		
		E302	映像・音響機械器具製造業		
	百貨店、総合スーパー	I561	百貨店、総合スーパー 少なくとも、衣、食、住にわたる各種商品を小売していて、販売額比率が各々10%以上70%未満で従業者が常時50人以上の事業所（店舗）は該当します。		

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲およびこれらの労働者に係る最低賃金額、使用者のみならず、算入しない賃金ならびに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。（最低賃金法第8条）

事業主の皆様へ 賃金の引上げを支援します。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは WEB で確認！

業務改善助成金

検索

または

業務改善助成金コールセンターに確認

電話：0120-366-440（平日 9:00～17:00）

無料相談

賃金引上げにお悩みの方は、ふくい働き方改革推進支援センターにご相談ください。

ふくい働き方改革推進支援センター

〒918-8004 福井市西木田2丁目8番1号

TEL:0120-14-4864（平日 9:00～17:00）



令和8年3月新規学卒者の初任給情報(確定版)

(単位は千円です)

産業別 職種別		産業計	農林・ 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス 熱供給業	情報 通信	運輸業	卸売・ 小売	金融・ 保険	不動 産業	学術 研究	飲食・ 宿泊	生活関連・ 娯楽	教育・ 学習	医療・ 福祉	複合 サービス	サービス	公務
職種計	大学	253	234	－	237	247	－	283	225	261	263	232	247	223	220	229	246	223	222	－
	短大	214	－	－	210	209	－	242	223	208	210	200	211	218	209	207	215	200	201	－
	高校	204	239	－	209	206	185	－	195	200	200	189	198	215	202	179	192	208	217	－
技術的・ 専門的職業	大学	256	－	－	265	236	－	265	－	290	262	219	237	－	－	228	249	－	170	－
	短大	220	－	－	－	203	－	224	－	216	－	－	212	－	219	201	226	－	－	－
	高校	204	－	－	223	197	185	－	－	204	－	－	195	－	196	－	195	－	233	－
管理的職業	大学	258	－	－	220	233	－	307	－	293	－	－	229	－	－	－	－	－	－	－
	短大	197	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	223	－	－	－	－	－	170	－
	高校	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事務的職業	大学	258	－	－	222	251	－	296	222	245	264	229	266	－	－	232	236	220	229	－
	短大	210	－	－	190	216	－	288	－	197	210	－	212	－	204	－	198	200	211	－
	高校	202	－	－	217	216	－	－	189	189	200	－	207	－	－	179	189	203	192	－
販売の職業	大学	259	－	－	227	261	－	350	－	257	260	230	－	－	－	－	－	－	264	－
	短大	214	－	－	205	198	－	－	－	217	－	200	－	－	－	－	－	－	－	－
	高校	211	－	－	－	230	－	－	－	201	－	189	－	－	－	－	－	－	－	－
サービスの職業	大学	226	－	－	225	－	－	265	－	214	242	234	240	223	220	－	228	231	197	－
	短大	209	－	－	－	－	－	288	－	207	－	200	190	218	205	218	202	－	－	－
	高校	209	－	－	－	－	－	－	203	215	－	－	190	215	206	－	199	218	200	－
保安の職業	大学	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	短大	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	高校	224	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	224	－
農林・ 漁業の職業	大学	243	234	－	－	－	－	－	－	260	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	短大	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	高校	239	239	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸・ 通信の職業	大学	227	－	－	－	－	－	－	229	220	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	短大	223	－	－	－	－	－	－	223	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	高校	196	－	－	220	－	－	－	194	－	－	－	175	－	－	－	－	－	209	－
生産・ 労働工程の職業	大学	243	－	－	227	246	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	200	－
	短大	208	－	－	232	209	－	－	－	198	－	－	－	－	－	－	－	－	200	－
	高校	202	－	－	204	204	－	－	－	198	－	－	－	－	189	－	133	－	－	－

(単位は千円です)

産業別 規模別		産業計	農林・ 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス 熱供給業	情報 通信	運輸業	卸売・ 小売	金融・ 保険	不動 産業	学術 研究	飲食・ 宿泊	生活関連・ 娯楽	教育・ 学習	医療・ 福祉	複合 サービス	サービス	公務
規模計	大学	253	234	－	237	247	－	283	225	261	263	232	247	223	220	229	246	223	222	－
	短大	214	－	－	210	209	－	242	223	208	210	200	211	218	209	207	215	200	201	－
	高校	204	239	－	209	206	185	－	195	200	200	189	198	215	202	179	192	208	217	－
4人以下	大学	226	－	－	－	－	－	－	－	－	257	－	－	222	200	－	－	－	－	－
	短大	178	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	210	166	180	－	－	－	170	－
	高校	195	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	190	180	－	－	－	214	－	－
25人以上	大学	219	234	－	217	221	－	239	231	216	260	207	234	－	224	195	215	－	197	－
	短大	207	－	－	234	195	－	243	－	208	－	200	207	211	212	201	196	－	－	－
	高校	203	239	－	204	182	－	－	185	208	－	－	175	199	198	179	－	216	235	－
30人以上	大学	232	－	－	230	235	－	231	－	216	256	255	240	223	215	244	226	－	222	－
	短大	206	－	－	204	213	－	224	－	204	－	200	212	190	208	218	202	－	200	－
	高校	202	－	－	208	196	185	－	189	196	－	189	207	229	206	－	187	－	220	－
100人以上	大学	247	－	－	268	228	－	282	223	243	－	219	254	－	－	－	229	236	225	－
	短大	220	－	－	－	198	－	229	223	214	－	－	212	255	－	－	217	－	217	－
	高校	201	－	－	222	197	－	－	197	199	－	－	195	228	209	－	196	－	207	－
300人以上	大学	264	－	－	－	255	－	296	234	209	226	－	－	－	226	－	238	－	－	－
	短大	236	－	－	－	227	－	288	－	－	－	－	－	－	210	－	207	－	－	－
	高校	213	－	－	－	219	－	－	197	182	－	－	－	－	－	－	179	－	－	－
500人以上	大学	270	－	－	－	266	－	－	－	311	250	－	－	－	－	－	240	－	－	－
	短大	234	－	－	－	－	－	－	－	－	210	－	－	－	－	－	251	－	200	－
	高校	208	－	－	－	210	－	－	－	200	201	－	－	－	－	－	200	－	－	－
1000人以上	大学	263	－	－	－	－	－	－	－	－	272	－	－	－	－	232	269	222	－	－
	短大	222	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	235	200	－	－
	高校	203	－	－	－	－	－	－	－	－	199	－	－	－	－	－	189	205	－	－

◎この情報は令和8年3月から5月に提出された雇用保険被保険者資格取得データにより作成。
又、賃金額は平均値であり、－は基礎となるデータがないため不明。